

# スーパーネット商品概要説明書

平成 27 年 11 月 16 日現在

商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーネット</li> </ul>
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人のお客さま</li> </ul>
預入期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 年 自動継続の取扱いのみとなります。</li> </ul>
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>一括預入</li> <li>1 万円以上</li> <li>1 円単位</li> </ul>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期日以後に一括して払い戻しいたします。</li> </ul>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金利</li> <li>預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。</li> <li>自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。</li> <li>単利型</li> <li>付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割により計算します。</li> </ul>
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税 15.315%、地方税 5%が源泉分離課税されます。</li> </ul>
手数料	
付加できる 特約事項	
中途解約時 の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>操作いただいた当日に元利金とも代表口座へ入金いたします。</li> <li>満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率（小数点第 3 位以下切捨て）および預入日から解約日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。</li> <li>預入期間が 6 ヶ月未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合 約定利率×50%</li> </ul>
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>金利は当金庫ホームページまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または総務部コンプライアンス室（9 時～17 時、電話：0120-114-943）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部コンプライアンス室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。尚、東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、下記の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等もご利用可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>現地調停</b> 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の調停人がテレビ会議システム等を用いて紛争の解決にあたります。 例) 長野県弁護士会で現地調停を行う</li> <li><b>移管調停</b> 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。 例) 愛知県弁護士会に移管調停する</li> </ul>
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>満期時には、満期日当日の店頭表示金利で自動継続とさせていただきます。</li> <li>預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>